

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】



法人名

【5. 陽だまりの会】



2026年 2月 24日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人陽だまりの会
主たる事務所 〒5731161
の所在地 大阪府枚方市交北2丁目7番15号
代表者氏名 理事長 津田 佳積
担当者氏名 
連絡先 

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

精神障害者に関する地域交流事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金50,000円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人陽だまりの会	
事 業 名 称	精神障害者に関する地域交流事業	
事 業 実 施 期 間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2026年4月1日 ～2027年3月31日	
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 精神障害者に対する社会的な理解を深め、障害者が差別なく暮らすことのできる社会を目指す。
		(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 世界的に突出している精神科病床の多さ、入院期間の長さ、その結果社会的な排除を受けている精神障害者の多さ。
		(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 精神病者や精神障害の社会的理解が進んでいないこと。精神科病院の多さが容認される社会的な構造が変わらないこと。
		(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 精神障害者と直に交流したり、精神障害や精神病への理解を深めたりすることにより、少しでも社会的な偏見が軽減すると期待できる。
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 精神障害者が交流できる場所を設け、精神障害者が「怖い人」ではない等の理解を深めてもらう。また正しい知識を得ることにより偏見の払拭を図る。
		(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) 市民の精神障害への偏見が少しでも軽減する。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 受付時に参加者数を確認

2. 事業内容等	(1) 事業の対象者（例：枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に） 枚方市に在住・在職・在学する市民。障害者の問題や社会問題に関心のある方。年齢不問。
	(2) 事業の実施場所（移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること） 陽だまりの会の敷地内及び施設内
	(3) 事業内容 11月に①「地域ふれあい祭り」2月に②「もちつき」 ①は市内の障害者事業所にも呼びかけて模擬店等や演者によるライブ、ゲーム大会などを開催し、市民と利用者等の障害者が自由に参加し交流できる場とする。 ②はもちつきをおこない、同様に参加する市民と障害者との交流の場とする。
3. 実施スケジュール	（事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること）※添付も可 9月に地域ふれあいまつりの実行委員会を設置。内容を検討。 1か月前までにミニコミ誌・チラシを作成し配布。11月3日に実施（予定） 12月にもちつき実行委員会を設置。内容について検討。 1か月前までにミニコミ誌・チラシを作成し配布。2月6日に実施（予定）
4. 事業実施の体制	(1) 人員体制（実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること） 陽だまりの会の職員と会員・利用者等のボランティアで実施する。 「地域ふれあいまつり」と「もちつき」はこの間ほぼ毎年実施。
	(2) 事業対象者の見込み数（例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること） 「地域ふれあいまつり」と「もちつき」は、各々140人程度
	(3) その他の体制（寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること） 「地域ふれあいまつり」は、近隣の障害者支援事業所にも呼びかけ、模擬店等の協力をいただいている。 交北校区コミュニティ協議会にも模擬店や周知の協力をお願いしている。
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	（賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること） 交北校区コミュニティ協議会には広報のほか「地域ふれあいまつり」ではやきそばの模擬店も担ってもらっている年もある。 会員・利用者の多くもボランティアとして継続して協力してもらっている。

<p>6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み</p>	<p>「地域ふれあいまつり」と「もちつき」については20年以上にわたって継続してきた。「もちつき」は、令和5年度NPO活動応援基金補助事業として補助を受けたが、補助を受けなくても採算が成り立ったため、令和6年度および令和7年度の補助事業申請時は申請事業から外していた。しかし、もち米の高騰により参加費が高くなってしまい、より多くの方に参加してもらうため、再度補助事業として申請するものである。</p>
<p>7. 事業のPR方法</p>	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること) 地域にミニコミ誌を配布。ホームページやインスタグラムも利用して周知を図る。</p>
<p>8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定</p>	<p>助成金等の予定 有り (申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し (本補助金のみ) 助成金等の名称 () 申請中の場合、申請結果が確定する予定日 (令和 年 月 頃の見込み)</p>
<p>9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人陽だまりの会

補助対象事業の名称：	精神障害者に関する地域交流事業
------------	-----------------

事業実施期間： 2026年4月～2027年3月

【収入の部】

項 目 ※1	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	0	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	50,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
もちつき参加費	28,000	200円×140人
合 計 (C)	78,000	

【支出の部】

項 目	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	謝金	10,000	地域ふれあいまつり演者謝金 (基本1人10000円)
	消耗品費	50,000	もち米他材料費 (小豆・きなこ・豚肉・味噌他) ・ゲーム等景品代 (お菓子等) ・文具等 (筆記用具等)
	印刷製本費	15,000	ミニコミ誌等印刷費 (色上質紙3,000枚7,500円×2)
	使用料	3,000	音響設備レンタル等
小 計	78,000		
補助対象外経費			
小 計	0		
合 計 (D)	78,000		

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般) (A) は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体) (B) は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2024年度 事業報告書

特定非営利活動法人 陽だまりの会

I. 事業期間

2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

II. 事業の成果

昨年度に引き続き、会の趣旨に沿って各事業の実施を行った。

会が設立され35年以上になり、各事業もともしればルーチン化しがちな中で、設立時の理念を日常活動の中で維持、継承させていくのが大きな課題となり、内部で議論をおこなってきた。今後も同様の議論、検証をくり返しながら活動を続けていくことになると思われる。

III. 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業 ※各事業の収益、費用については別紙事業一覧参照

(1) 事業名：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法と記す）に基づく一般相談支援事業

〈内 容〉 従来の基本相談、一般相談支援事業はもとより、主に地域移行に取り組む役割としての基幹相談支援を実施。様々な相談支援が多くなり、計画作成はもとより、困難事例への対応に少ない人材で対応している。

自立支援協議会及び精神障害者地域生活支援部会の運営、医療機関との関係作りをはじめ、地域での諸々の支援機関との連携が増えている。

〈実施場所〉 相談支援センター・地域活動支援センター・枚方市役所及び市内外関係機関等

〈実施日時〉 月曜から金曜、土曜日は地域活動支援センターのみで実施。祝日・年末年始を除く。

〈対 象 者〉 主に市内在住及び在院の主として精神障がい者・家族等

〈経 費〉 収入 14,042,568円 ②+⑨+⑩+⑪+⑬+⑭
支出 15,333,929円 ②'+⑨'+⑩'+⑪'+⑬'+⑭'

(2) 事業名：障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

〈内 容〉 障害福祉サービスを受けるために関係機関と連携し、計画を策定し、サービス利用を調整・支援する。

〈実施場所〉 相談支援センター・利用者の居宅・各事業所

〈実施日時〉 月曜から金曜、土曜日は地域活動支援センターのみで実施。祝日・年末年始を除く。

〈対 象 者〉 主に市内在住の精神障がい者で福祉サービスを利用若しくは利用を希望する方。

〈経 費〉 収入 701,959 円 ⑫
支出 480,000 円 ⑫'

(3) 事業名：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

イ. 地域活動支援センター（Ⅰ）の運営

〈内 容〉地域で生活している人たちの気楽に集まってくる場の提供、地域交流
当事者活動支援等を行う。

〈実施場所〉地域活動支援センター及び市内・周辺地域

〈実施日時〉日曜日・祝日・年末年始を除く毎日

〈対 象 者〉主に市内在住の精神障がい者等

〈経 費〉 収入 12,000,000 円 ③
支出 13,161,595 円 ③'

ロ. 地域活動支援センター（Ⅱ）

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者に作業の場を提供し、日常生活のリズムを作ると共に地域生活をしていく上での力をつける。ボランティア等の協力のもと、様々な地域サロンを開催、地域との交流の機会を持つ。

〈実施場所〉地域活動支援センター及び市内・周辺地域

〈実施日時〉月曜～金曜、（年末年始・土・日・祝日は休み）

〈対 象 者〉地域活動支援センターⅡで活動を希望する精神障がい者等

〈経 費〉 収入 11,626,295 円 ④+⑬
支出 12,789,869 円 ④'+⑬'

ハ. 移動支援事業

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者等に移動についてのヘルパー（ガイドヘルパー）を派遣することで、社会参加を促し地域生活力を向上させる。

〈実施場所〉市内周辺

〈実施日時〉利用者が必要とする日時

〈対 象 者〉事業の利用者

〈経 費〉 収入 3,397,950 円 ⑦
支出 1,786,190 円 ⑦'

(4) 事業名：障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業

イ. 居宅介護事業

〈内 容〉在宅で生活する精神障がい者等にヘルパーを派遣することで日常生活を支援しその自立を促進する。

〈実施場所〉利用者の居宅及び市内周辺

〈実施日時〉利用者の必要とする日時

〈対 象 者〉 事業の利用者

〈経 費〉 収入 21,785,503 円 ⑥
支出 21,989,505 円 ⑥'

ロ. グループホーム運営事業

〈内 容〉4つのホーム利用者への日常生活上の支援及び関係機関等との連絡調整を通じて、社会参加と自立を進める。(利用者 21名)
入居者の高齢化及び長期入院者等の退院後の生活の場として、個別支援の充実をはかった。

〈実施場所〉各々のグループホーム、及び地域活動支援センター等

〈実施日時〉通年

〈対 象 者〉 ホーム入居者

〈経 費〉 収入 32,330,984 円 ⑤
支出 33,432,828 円 ⑤'

ハ. 就労継続支援事業B型 ワークショップちゃぶの運営

〈内 容〉ワークショップちゃぶ・まどれえぬ・茶楽わくわく(生活介護事業)の3つの働く場で、弁当の製造配達・菓子の製造販売等・喫茶店の運営を行い、働くことへの支援を行う。

〈実施場所〉各々の事業所及び市内関係機関

〈実施日時〉通年(土日・祝日・年末年始および夏休は除く)

〈対 象 者〉 働くことを希望する主として精神障がい者等で利用契約をしている人

〈経 費〉 収入 79,142,961 円 ①+⑧+⑮+⑰
支出 84,730,823 円 ①'+⑧'+⑮'+⑰'

(5) 事業名：精神障がい者を主とする、障害者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業

〈内 容〉 祭り等イベントの開催、地域のイベントへの参加、講演会、学生の実習受入等

〈実施場所〉 市内及び地域活動支援センター

〈実施日時〉 年間を通して数回

〈対 象 者〉 会に参加する障がい者及び周辺地域住民

〈経 費〉 収入 200,031 円 ⑱

支出 284,856 円 ⑱'

IV. 社員総会の開催状況

第36回 特定非営利活動法人 陽だまりの会 総会

2024年6月22日(土) 午後2時00分から 開催

於 枚方市立総合福祉会館 大研修室

V. 理事会開催状況

第1回 理事会 2024.5.24(金) 18:00～ 於:地域活動支援センター陽だまり

1. 第36回総会について

第2回 理事会 2024.10.24(木) 18:00～ 於:地域活動支援センター陽だまり

1. 2024年度 上半期会計状況

2. 最低賃金改定にかかわるパート職員の賃金改定について

3. 陽だまりの会の仕事の継承体制について

第3回 理事会 2025.1.30(木) 18:00～ 於:地域活動支援センター陽だまり

1. 就業規則、パートタイム職員就業規則等の変更について

2. 陽だまりの会の仕事の継承体制について

活動計算書

2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

(単位:円)

1. 経常収益

科 目	金 額
1 会費	678,000
2 寄付金	2,558,872
3 事業収益	177,103,162
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法と記す)に基づく一般相談支援事業	14,042,568
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	701,959
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	27,024,245
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業	133,259,448
精神障がい者を主とする、障害者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるため その他(管理部門に関するもの)	200,031
	1,874,911
4 その他収益	1,272
受取利息	1,272
雑収入	0
経常収益 合計	180,341,306

2. 経常費用

1 事業費	
(1) 人件費	138,617,713
給料	47,875,380
職員手当	15,729,207
賃金	46,491,092
利用者工賃	8,518,080
ボランティア手当	244,700
ピアサポ手当	79,825
ランチショップ手当	1,145,040
わくわく手当	868,300
福利厚生費	15,079,297
退職給付費用	2,056,000
報酬費	530,792
(2) その他経費	45,371,882
旅費	40,690
消耗品費	996,966
燃料費	587,504
光熱水費	3,419,044
通信費	736,953
修繕費	646,393
委託料	2,095,318
負担金	383,922
使用料及び賃借料	15,211,467
損害保険料	1,466,822
会関係事業費	274,856
減価償却費	5,096,456
作業材料費	13,110,843
租税公課	1,304,648
事業費 計	183,989,595

科 目	金 額	
2 管理費		
(1) 人件費		2,196,610
賃金	2,176,610	
報酬費	20,000	
(2) その他経費		755,560
旅費	28,730	
消耗品費	171,177	
通信費	87,958	
修繕費	28,766	
負担金	181,117	
損害保険料	7,920	
租税公課	85,252	
支払利息	164,640	
管 理 費 計		2,952,170
経常費用 合 計		186,941,765
当期経常増減額		△ 6,600,459

3. 経常外収益

前期損益修正益		2,097,600
経常外収益計		2,097,600

4. 経常外費用

前期損益修正損		2,097,600
経常外費用計		2,097,600
当期正味財産増減額		△ 6,600,459
前期繰越正味財産額		136,557,218
次期繰越正味財産額		129,956,759

2024年度 事業報告書(別紙)

事業別収益費用の一覧(2024年度)

(単位:円)

科 目	就労支援	相談支援	地活(Ⅰ)	地活(Ⅱ)	グループホーム	ヘルプ	移動支援	生活介護	コディネーター	ピアサポーター	地域移行	特定一般	自立生活援助	基幹	就労継続部門	地域活動部門	生活介護部門	会関係事業	事業部門計	管理部門計	合計	
I. 経常収益																						
会費																				678,000	678,000	
寄付金																				2,558,872	2,558,872	
事業収益																						
給付金	44,102,316				25,659,562	21,723,550		10,546,609				701,959								102,733,996	102,733,996	
委託料		8,580,000	12,000,000	9,000,000			3,397,200		3,056,000	108,568	648,000			1,650,000						38,439,768	39,206,468	
利用者負担金	37,763				6,671,422	61,953	750	228,449												7,000,337	7,000,337	
礼金(グループホーム)																				200,000	200,000	
会事業収入																		200,031	200,031	908,211	1,108,242	
作業収入															22,551,580	2,625,798	1,676,177		26,853,555		26,853,555	
事業収益合計	44,140,079	8,580,000	12,000,000	9,000,000	32,330,984	21,785,503	3,397,950	10,775,058	3,056,000	108,568	648,000	701,959	0	1,650,000	22,551,580	2,625,798	1,676,177	200,031	175,227,687	1,874,911	177,102,598	
その他収益																						
受取利息																				0	1,272	1,272
雑収入															67	497				564	0	564
その他収益合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	497	0	0	564	0	1,836	
経常収益合計	44,140,079 ①	8,580,000 ②	12,000,000 ③	9,000,000 ④	32,330,984 ⑤	21,785,503 ⑥	3,397,950 ⑦	10,775,058 ⑧	3,056,000 ⑨	108,568 ⑩	648,000 ⑪	701,959 ⑫	0 ⑬	1,650,000 ⑭	22,551,647 ⑮	2,626,295 ⑯	1,676,177 ⑰	200,031 ⑱	175,228,251	5,113,055	180,341,306	
II. 経常費用																						
人件費																						
給料	16,445,000	0	4,097,600	3,341,000	9,439,000	8,024,780		6,528,000												47,875,380	47,875,380	
職員手当	4,976,606	0	1,173,203	1,260,080	3,479,158	2,725,100		2,115,060												15,729,207	15,729,207	
賃金	13,386,791	5,677,085	1,041,941	2,360,716	5,743,271	7,704,118	1,786,190	3,556,980	3,100,000			480,000		1,644,000				10,000	46,491,092	2,176,610	48,667,702	
利用者工賃	0	0	0	0	0	0		0							8,518,080				8,518,080		8,518,080	
ボランティア手当	163,000	0	0	81,700	0	0		0												244,700	244,700	
ピアサポ手当	0	0	0	0	0	0		0		79,825										79,825	79,825	
ランチショップ手当	0	0	0	0	0	0		0							0	1,145,040			1,145,040		1,145,040	
わくわく手当	0	0	0	0	0	0		0									868,300		868,300		868,300	
福利厚生費	4,961,833	1,487,047	1,026,577	1,167,706	2,687,145	2,345,012		1,403,977												15,079,297	15,079,297	
退職給付費用	624,000	192,000	160,000	166,800	369,600	351,600		192,000												2,056,000	2,056,000	
報酬費	40,000	100,000	240,792	40,000	40,000	40,000		30,000												530,792	20,000	550,792
人件費合計	40,597,230	7,456,132	7,740,113	8,418,002	21,758,174	21,190,610	1,786,190	13,826,017	3,100,000	79,825	0	480,000	0	1,644,000	8,518,080	1,145,040	868,300	10,000	138,617,713	2,196,610	140,814,323	
その他経費																						
旅費	3,000	1,420	2,940	0	10,700	22,630		0												40,690	28,730	69,420
消耗品費	262,774	27,131	410,600	107,625	48,833	11,110		15,742			82,880									996,966	171,177	1,168,143
燃料費	331,398	0	148,883	0	0	41,304		65,919								30,271				587,504		587,504
光熱水費	557,507	0	1,672,515	557,507	186,601	0		406,500			38,414									3,419,044		3,419,044
通信費	160,578	93,467	60,000	51,827	228,395	24,000		96,213			22,473									736,953	87,958	824,911
修繕費	280,136	60,030	196,011	23,592	61,624	25,000		0												646,393	28,766	675,159
委託料	504,747	347,792	490,792	185,000	258,123	181,000		127,864												2,095,318		2,095,318
負担金	32,567	209,287	40,000	21,000	45,068	32,000		4,000												383,922	181,117	565,039
使用料及び賃借料	1,865,694	540,000	1,260,000	300,000	10,528,320	180,000		29,889			507,564									15,211,467		15,211,467
損害保険料	459,360	96,000	303,790	75,600	82,540	80,000		369,532												1,466,822	7,920	1,474,742
会議費	0	0	0	0	0	0		0												0		0
会関係事業費	0	0	0	0	0	0		0										274,856	274,856		274,856	
減価償却費	1,145,823	467,204	835,951	414,405	224,450	201,851		722,034							782,555		302,183		5,096,456		5,096,456	
作業材料費	0	0	0	0	0	0		0							10,869,946	1,460,000	780,897		13,110,843		13,110,843	
租税公課	0	469,938	0	0	0	0		0						90,372	668,153		76,185		1,304,648	85,252	1,389,900	
退職給与引当金繰入																				0		0
修繕積立金繰入																				0		0
設備等整備積立金繰入																				0		0
工賃変動積立金繰入																				0		0
支払利息																				0	164,640	164,640
その他経費合計	5,603,584	2,312,269	5,421,482	1,736,556	11,674,654	798,895	0	1,837,693	0	0	651,331	0		90,372	12,320,654	1,490,271	1,159,265	274,856	45,371,882	755,560	46,127,442	
経常費用合計	46,200,814 ①'	9,768,401 ②'	13,161,595 ③'	10,154,558 ④'	33,432,828 ⑤'	21,989,505 ⑥'	1,786,190 ⑦'	15,663,710 ⑧'	3,100,000 ⑨'	79,825 ⑩'	651,331 ⑪'	480,000 ⑫'	0 ⑬'	1,734,372 ⑭'	20,838,734 ⑮'	2,635,311 ⑯'	2,027,565 ⑰'	284,856 ⑱'	183,989,595	2,952,170	186,941,765	
当期経常増減額	△ 2,060,735	△ 1,188,401	△ 1,161,595	△ 1,154,558	△ 1,101,844	△ 204,002	1,611,760	△ 4,888,652	△ 44,000	28,743	△ 3,331	221,959	0	△ 84,372	1,712,913	△ 9,016	△ 351,388	△ 84,825	△ 8,761,344	2,160,885	△ 6,600,459	

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：円）

科 目		金 額	
I. 資産の部			
1. 流動資産		49,494,780	
	現金	933,848	
	普通預金	26,596,333	
	立替金	1,007,482	
	未収入金	20,957,117	
2. 固定資産		114,615,046	
有形固定資産		108,087,726	
	建物	27,131,628	
	附属設備	23,487,846	
	構築物	528,799	
	車両運搬具	6	
	工具器具備品	1,365,778	
	土地	55,573,669	
無形固定資産		229,320	
	電話加入権	229,320	
投資等		6,298,000	
	敷金	6,250,000	
	差入保証金	48,000	
資 産 合 計		164,109,826	
II. 負債の部			
1. 流動負債		11,689,000	
	短期借入金	1,500,000	
	未払金	9,433,307	
	預り金	465,693	
	預り保証金	290,000	
2. 固定負債		22,464,067	
	長期借入金	15,348,792	
	退職給与引当金	1,544,930	
	修繕積立金	111,390	
	備品等設備整備積立金	2,658,895	
	工賃変動積立金	2,800,060	
負 債 合 計		34,153,067	
III. 正味財産の部			
	前期繰越正味財産	136,557,218	
	当期正味財産増減額	△ 6,600,459	
正 味 財 産 合 計		129,956,759	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		164,109,826	

財産目録（2025年3月31日現在）

（単位：円）

科 目		金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		49,494,780
現金		933,848
普通預金		26,596,333
陽だまりの会通帳等	12,553,751	
就労継続等	6,926,375	
修繕積立金	111,583	
退職給与引当金	1,545,081	
工賃変動積立金	2,800,350	
備品等設備整備積立金	2,659,193	
立替金		1,007,482
未収入金		20,957,117
給付金	16,304,121	
委託金	4,339,808	
その他	313,188	
2. 固定資産		114,615,046
有形固定資産		108,087,726
建物	27,131,628	
附属設備	23,487,846	
構築物	528,799	
車両運搬具	6	
工具器具備品	1,365,778	
土地	55,573,669	
無形固定資産		229,320
電話加入権	229,320	
投資等		6,298,000
敷金	6,250,000	
差入保証金	48,000	
資 産 合 計		164,109,826
II. 負債の部		
1. 流動負債		11,689,000
短期借入金		1,500,000
未払金		9,433,307
預り金		465,693
源泉所得税	117,883	
特別徴収住民税	225,000	
雇用保険料	122,810	
預り保証金		290,000
2. 固定負債		22,464,067
長期借入金		15,348,792
近畿労金 証書借入金	15,348,792	
退職給与引当金		1,544,930
修繕積立金		111,390
備品等設備整備積立金		2,658,895
工賃変動積立金		2,800,060
負 債 合 計		34,153,067
正 味 財 産 合 計		129,956,759

特定非営利活動法人 陽だまりの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 陽だまりの会と云う。
ただし、通称 NPO 陽だまりの会と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 枚方市交北2丁目7番15号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、精神障がい者との共働作業によって、その自立と社会参加を推進し、市民としてあたりまえに暮らせる社会の実現をめざすと共に、人がいかなる状況においても、人として尊重され、その自己実現が可能となる社会の創造に努めることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- (5) 精神障がい者を主とする、障がい者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業
- (6) 障がい者・高齢者等への配食等、生活を支援する事業
- (7) その他、目的を達成する為に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 正当な理由なく会費を3年以上滞納し、催促しても支払う意思がないものと見なされるとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2. 理事及び監事は総会において選出する。

3. 理事の中から、その互選によって理事長1名、副理事長3名以内を選出する。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

(理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会の構成員として、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期及び欠員補充)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 理事又は監事のうち3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(顧問)

第15条 この法人は、理事会の議決により顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、また理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会の構成)

第16条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第17条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 法人の解散
- (3) 法人の合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 事業計画及び活動予算の承認
- (6) 役員選任及び解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 18 条 定期総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の 6 分の 1 以上から、目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 19 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号による場合は監事が招集する。

(総会の定足数及び書面表決)

第 20 条 総会は、正会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ書面でもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第 21 条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議事録)

第 22 条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印した上、この議事録を法人の事務所において 5 年間据え置く。

第 5 章 理事会

(理事会の権能)

第 23 条 理事会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 活動予算及び事業計画の決定

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催及び議事)

第 24 条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

2. 理事総数の 3 分の 1 以上の召集の要請があった場合、理事長は理事会を招集しなければならない。

3. 理事会は理事数の 3 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。

4. 理事会の議事は、出席した理事の過半数を持って決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

5. 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

6. 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 事業収益
- (6) その他の収益

(事業計画及び予算)

第26条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告書及び決算)

第27条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第28条 予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるための予備費を設けることができる。

(決算剰余金)

第29条 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第32条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 総会の決議による場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 事務局

第33条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

第34条 事務局は、法令の定めによる各種書類を事務所に備え置き、請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第9章 雑則

(公告)

第35条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第36条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2001年6月30日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第26条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
5. 設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、正会員 一口 3,000円、賛助会員 一口 5,000円とする。

(定款の一部改正)

1. この定款は、2006年9月15日一部改正し、同日より施行する。
2. この定款は、2013年3月6日一部改正し、同日より施行する。
3. この定款は、2019年6月22日一部改正し、同日より施行する。
4. この定款は、2023年6月25日一部改正し、同日より施行する。

2023年 6月 25日

特定非営利活動法人 陽だまりの会
理事長 津田佳積